

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例(平成10年藤沢市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第22条の2中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第23条の3第4項中「第15条第2項第7号」を「第15条第2項第6号」に改め、同条第16項中「第15条の8第4項」を「第15条の8第2項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、0とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の3の改正規定（同条第16項を同条第17項とし、同条第15項の次に1項を加える部分に限る。）については、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正されたことに伴い、固定資産税の課税標準の特例割合を追加する等のため、所要の改正をする必要による。